

一般社団法人 沖縄県介護支援専門員協会
会費に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、一般社団法人 沖縄県介護支援専門員協会（以下「当法人」という。）定款第7条の規定に基づく入会金及び会費について必要な事項を定める。

(年会費の有効期間)

第2条 年会費の有効期間は、毎年4月1日に始まり、翌年3月末日までの1年間とする。

(入会金・会費の額)

第3条 入会金・会費の額は下に掲げる金額とする。

2 入会金は、会員種別に応じて下記各号のとおりとする。

- (1) 正会員 1,000円
- (2) 特別会員 1,000円
- (3) 賛助会員 5,000円

3 会費は 会員種別に応じて下記各号のとおりとする。

- (1) 正会員 2,000円
- (2) 特別会員 2,000円
- (3) 賛助会員 10,000円

(入会の申請)

第4条 当法人の正会員、特別会員及び賛助会員に入会しようとする者は、当法人所定の申請をしなければならない。

2 正会員および特別会員に入会しようとする者は、入会申込書に必要事項を記載し、入会金及び入会した年度の会費及び口座振替依頼書を添えて提出しなければならない。

3 賛助会員に入会しようとする者は、入会申込書に必要事項を記載し、入会金及び入会した年度の会費を添えて、提出しなければならない。

4 入会時の入会金・会費については、当法人が指定する金融機関の預金口座に払い込むものとする。この場合の振込手数料は、個人の負担とする。

5 当法人に正会員として入会しようとする者は、日本介護支援専門員協会（以下「日本協会」という。）と沖縄県介護支援専門員協会との一本化に伴い、日本協会へも同時入会とする。

6 日本協会への入会等については日本協会の規約を準用する。

7 再入会者で、過去に滞納の会費がある場合には、滞納した会費を納入した上で入会とする。

8 当該年度の入会は、12月末までとし、1月以降の入会は翌年度の入会の取扱いとする。

(会費の納入)

第5条 会員は、会費の年額を当法人の所定の方法で前年度2月末までに前納しなければならない。

- 2 正会員および特別会員は、当法人の指定する口座振替の方法により納入しなければならない。
- 3 賛助会員は、当法人の指定する金融機関の預金口座に払い込みにより納入するものとする。
但し、口座振替も選択できるものとする。
- 4 正会員より徴収した支部会費を原則として毎年度6月末日までに支部に返金しなければならない。
- 5 会員が年度途中で退会した場合であっても、当該年度の会費を返還しないものとする。
- 6 会費の納入が定める期日までに引き落としができず、催促に対しても期日までに納入できなかった場合は、会員資格を喪失したものとする。

(入会事務の処理)

第6条 当法人は、入会申込書を受理したときにおいて、支部に加入する者については、会員名簿を作成するとともに常時管理し、速やかに支部に連絡しなければならない。

(変更の届出)

第7条 会員は、入会申込書の記載事項に変更が生じたときは、速やかにその旨を当法人に届けなければならない。

- 2 当法人は、全項の変更届を受理した場合、支部加入者であれば、会員の所属する支部に連絡しなければならない。

(退会の届出)

第8条 会員が退会をしようとする者は、退会届に必要な事項を記載し、当法人に提出しなければならない。

- 2 当該年度の1月末までに退会届の提出がない者は、自動継続とし、前納した会費は返還しないものとする。

(委任)

第9条 この規程に定めるもののほか、会費について必要な事項は、会長が別に定める。

(改正)

第10条 この規程の改正は、理事会の決議によって行われる。

附 則

- 1 この規程は、平成21年3月21日から施行する。
- 2 この規程は、平成22年7月27日から施行する。
- 3 この規程は、平成23年5月14日から施行する。
- 4 この規程は、平成24年5月19日から施行する。
- 5 この規程は、平成25年5月18日から施行する。
- 6 この規程は、平成26年4月22日から施行する。
- 7 平成26年4月22日から施行の「一般社団法人沖縄県介護支援専門員協会会費規程」は廃止する。
- 8 この規程は令和2年10月20日から施行する。
- 9 この規程は令和3年4月20日から施行する。